

# 公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会 常勤役員慰労金支給規程

(平成21年5月22日制定)

(平成23年7月11日改正)

(平成25年5月27日改正)

(令和元年6月18日改正)

(目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会（以下「本協会」という。）の常勤の役員（以下「役員」という。）が退任した場合に支給する慰労金（以下「慰労金」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(支給対象等)

**第2条** 慰労金は、役員を退任した者に支給する。ただし、その退任が死亡によるものである場合は、遺族に支給する。

(支給の対象外)

**第3条** 役員が定款第25条の規定により解任された場合は、特別の理由がある場合を除き当該役員には慰労金は支給しない。

(支給額)

**第4条** 慰労金の額は、在任期間1月につきその者の退任の日における本俸月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の83.7の割合を乗じて得た額とする。

ただし、在任期間内において、本俸月額を異にした者にあつては、異なる本俸月額ごとの在任期間1月につき退任の日における当該異なる本俸月額ごとのそれぞれ本俸の月額に100分の12.5を乗じて得た額に100分の83.7の割合を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定による慰労金の額については、会長が本協会の事業の運営状況等を勘案してこれを増減することができる。

(在任期間の計算)

**第5条** 慰労金の算定の基礎となる在任期間は、役員としての在任期間とする。

2 前項の規定による在任期間の月数の計算については、本協会の役員に就任した日から本協会の役員を退任した日までを暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月として計算するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

**第6条** 第2条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持してきた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前号に掲げる者が慰労金を受ける順位は、前各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。
- 3 慰労金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

**第7条** 次に掲げる者は、慰労金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 役員を故意に死亡させた者
- (2) 役員の死亡前に当該役員の死亡によって慰労金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中退任した場合等の慰労金の取り扱い)

**第8条** 役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退任したときは慰労金を支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。

- 2 前項の規定は、退任した者に対し、まだ慰労金が支払われていない場合において、その者が在任期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときに準用する。

(慰労金の返納)

**第9条** 退任した者に対し慰労金を支給した後において、その者が在任期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した慰労金の全部又は一部を返納させることができる。

#### **附 則**

この規程は、平成21年5月22日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

#### **附 則**

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成25年5月27日から施行する。
- 2 改正後の規程第4条の規定の適用については、これらの規定中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

#### **附 則** (令和元年6月18日)

(施行期日等)

この規程は、社員総会において承認された令和元年6月18日から施行し、改正後の公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会常勤役員慰労金支給規程第4条の規定は、平成30年7月1日から適用する。